平成 27 年度 行政監査(監査対象:宝Cの局至区) 監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1)情報資産の管理		
   情報資産の管理方法		
(ア)情報系ネットワーク上でのNAS利用による個人		
情報の保存		
事務処理用 PC で作成したデータの保存及び所	平成 28 年 3 月に ,情報セキュリテ	措置済
属での情報共有を図るため,情報系ネットワーク	ィポリシーを改正し ,個人情報など ,	
上に外部記憶装置 NAS(Network Attached	機密性3のデータは,権限のある者	
Storage)を設置し,各種の名簿や刊行物の送付先	だけがアクセスできる環境で保存・	
などの個人情報を含むファイルが保存されている	利用をしなければならず , NAS 等を	
事例が散見された。また,事務処理用 PC を職員	利用して,複数の権限ある者でデー	
が共用で使用している所属では,作成したデータ	タを共有したり , 所属外にデータを	
を USB で個人ごとに保存管理するために,共用	送付・送信したりするときは,パス	
の事務処理用 PC のデバイス制御を解除した上	ワード等による情報漏えい対策を施	
で,各担当者に USB を配付している事例があっ	さなければならない旨を明記し,改	
た。	正趣旨を通知して徹底した。	
情報化推進部においては ,NAS にデータを保存	(企画調整局情報化推進部)	
する場合の職員のアクセス制限やファイルへのパ		
スワード設定を呼びかけているものの,情報セキ		
ュリティポリシー上では ,NAS 等による個人情報		
の保存方法について規定されていない。		
NAS 等を利用して個人情報を保存し活用する		
場合の個人情報の保護対策について,その対策を		
情報セキュリティポリシーで明記し,その徹底を		
図るべきである。		
(企画調整局情報化推進部)		
(イ)生活保護業務における査察指導台帳の作成保		
存	指摘事項のうち,ファイルにパス	措置方針
各区の生活保護業務では,担当係長が,被保護	ワードが設定されていない事例につ	
世帯に対するケースワークの査察指導の進行管理	いては,操作職員において,セキュ	
を行うため,生活保護システムから被保護世帯に	リティ対策への意識低下が招いたた	
関する必要な情報を事務処理用 PC に取り込み ,	めに起こったことと考える。	
データを編集加工して「査察指導台帳」を作成保	パスワード設定の徹底と共に情報	
存しているが,「査察指導台帳」ファイルにパスワ	セキュリティの遵守について,継続	
ード設定が行われていない事例があった。また,	的に周知徹底を図るべく,各所属内	

平成27年度 行政監査(監査対象:全ての局室区)

十八八十八日 11以三日(三日八家・王(の向王四)	T	
監査結果の概要	措置内容	措置状況
「査察指導台帳」の事務処理用 PC による作成保	において相互確認していくよう,3	
管は,審議会に諮問されていなかった。	月 24 日の各区保護係長会会議にお	
「査察指導台帳」のデータには個人情報保護条	いて改めて周知徹底を行った。	
例第7条第3項に規定するセンシティブ情報が含	査察指導台帳の情報セキュリティ	
まれる場合があることから,適正な情報セキュリ	対策については,基幹系ネットワー	
ティ対策を講じるべきである。	ク内の生活保護システム端末機での	
(保健福祉局総務部保護課)	運用を徹底すると共に,端末機の増	
	設を含めた対応の検討を行ってい	
	<.	
	(保健福祉局総務部保護課)	
(ウ)同和奨学金・地域改善対策奨学金システムの		
個人情報の情報系ネットワーク上での保存		
同和奨学金システム (ホストシステム)及び地	同和奨学金システムの端末につい	措置済
域改善対策奨学金システム(スタンドアロンシス	ては,端末の所管課に返還届を提出	
テム)では,国庫返還事務や滞納整理事務を行う	し,システムの廃止手続きをしてい	
ため,同システムから抽出した個人情報データを	<b>వ</b> .	
事務処理用 PC で編集加工して状況別の奨学生ー	また,NASに保存されていた奨	
覧等を作成し ,NAS に保存して課内の関係職員で	学生一覧等の個人情報データについ	
奨学生や返還金の情報を共有化していた。	ては, すでに地域改善対策奨学金専	
同和奨学金に関する情報はセンシティブ情報に	用システム端末に移し変え,課内で	
あたることから,適正な情報セキュリティ対策を	個人データを共有するという扱いは	
講じるべきである。	取り止めている。	
(教育委員会事務局指導部人権教育課)	なお,今後,個人情報データの処	
	理等を行う場合は,地域改善対策奨	
	学金システム内で行うこととする。	
	(教育委員会事務局指導部人権教育	
	課)	
t .		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(2)物理的セキュリティ		
サーバの管理		
福祉情報システム及び生活保護システムの区役	福祉情報システム及び生活保護シ	措置済
所に設置するセグメントサーバ <b>,精神障害者保健</b>	ステムの , 区役所等に設置している	
福祉手帳システム及びこども家庭センター(児童	セグメントサーバについては , すべ	
虐待対応ナビ)システムのサーバの管理について,	てセキュリティチェーンでラック等	
施錠可能な区画を設置せずに執務室内にサーバを	へ繋ぎ,容易に持ち出しができない	
設置し,また,ラック等に収納して容易に取り外	ように対策を講じた。	
せないよう固定が行われていない事例があった。		
サーバを施錠可能な区画に設置し,容易に取り	福祉情報システム	
外せないように固定して取り付けるなど適正な管	平成 28 年 3 月 28~30 日実施	
理を行うべきである。	15 拠点すべて完了	
(保健福祉局総務部計画調整課,保護課,障害福祉	生活保護システム	
部こころの健康センター,こども家庭局こども家	平成 28 年 3 月 16~24 日実施	
庭センター)	11 拠点すべて完了	
	(保健福祉局総務部計画調整課,保	
	護課)	
	精神障害者保健福祉手帳システム	措置済
	のサーバをラックに収納し,チェー	
	ンキーにてラックに固定し,容易に	
	取り外せないようにした。	
	施錠可能な区画への設置について	
	は,今年度末事務所の移転を予定し	
	ており、移転後の事務所レイアウト	
	の検討の中で適正な設置場所となる	
	ようにしていく。	
	(保健福祉局障害福祉部こころの健	
	康センター)	
		1# m /~
	こども家庭センター(児童虐待対	措置済
	応ナビ)システムのサーバについて	
	は、3月30日に施錠可能な事務什	
	器を購入し、収納した。	
	(こども家庭局こども家庭センタ 	
	<b>-</b> )	

平成 27 年度 行政監査(監査対象:全ての局室区)		
監査結果の概要	措置内容	措置状況
意見事項		
(1)情報資産の管理		
情報システム台帳		
情報システム台帳は,本市の情報資産の管理及		
び情報システムの全容を把握する上で基本となる		
台帳である。今回の監査もこの台帳情報をもとに		
実施したが,台帳記載内容と実際が異なる事例が		
散見されたので ,次の事項について検討されたい。		
(企画調整局情報化推進部)		
(ア)台帳の定期的な更新		
情報システム台帳については、情報化推進部が	平成 28 年 3 月に ,情報セキュリテ	措置済
本市の情報システムを把握するため任意で作成し	ィポリシーを改正し,情報システム	
たものである。情報資産の管理の観点から、この	台帳の作成義務にかかる規定を新設	
台帳の作成を情報セキュリティポリシー等で義務	した。今後も、台帳の登載情報が最	
化し,定期的に情報を更新する仕組みを検討され	新の状態に維持されるよう,必要な	
たい。	照会事務等を進めていく。	
(イ)登録すべき情報システムの明確化	集也2.3.7.4.6.1.4.1.4.1.4.1.1.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1	111 W 127
登録されているシステムの中には、インターネ	情報システムの定義については,	措置済
ットと接続していない PC や他の事業所でも同様	情報セキュリティポリシーに「コン	
に使用されているのではないかと推測されるシス	ピュータ及びネットワークで構成さ	
テム,国等の他機関が管理運営するシステムのネ	れ,情報処理を行うものを指す」と	
ットワーク機器等があった。	定義されている。	
本市の管理するシステムの全容を正確に把握するため,この台帳に登録すべきシステムの定義の	一方,情報システム台帳は,本市 における ICT 環境全体について,シ	
明確化を検討されたい。	ステムの概要を把握するという観点	
P/7 WE (して1天c) C 1 6/C V 1。	から、単独のパソコンのみの場合は	
	から、単独のハノコノのがの場合は	
	システムやネットワーク機器であっ	
	ても,状況の把握が必要なことに変	
	わりはないことから,台帳への登載	
	対象に含めている。	
	カップにロックでいる。   しかしながら,情報システム台帳	
	の登載内容について,より分かりや	
	すくなるよう ,平成 28 年 2 月に実施	
	, , 5, 5, 5, 7, 1, 5, 2, 5, 1, 2, 7, 1, 5, 7, 1, 5, 1,	

平成27年度 行政監査(監査対象:全ての局室区)

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	している調査から , 調査方法を改め	
	た。	
	具体的には ,調査票において ,「情	
	報システム」と「専用パソコン」を	
	区別したり,神戸市のシステムと,	
	国等の他機関が管理運営するシステ	
	ムを区別したりする欄を設けてお	
	り,これにより,台帳上,いわゆる	
	「神戸市の情報システム」の全容を	
	正確に把握することが可能になって	
	いる。	
	(企画調整局情報化推進部)	
情報資産の保管方法		
ア)機密性3のデータの保存方法		
対策基準では,機密性3のデータ(個人情報な	平成 28 年 3 月に ,対策基準を改正	措置済
ど)について、電子メールによる送信を行う場合	し,機密性3のデータは,権限のあ	
及び外部に提供する場合には,パスワード等によ	る者だけがアクセスできる環境で保	
る情報漏えい対策を行わなければならないとされ	存・利用をしなければならず,複数	
ているが (対策基準 4.2.3 エ(3)及びカ(1)), デー	の権限ある者でデータを共有した	
タの保存については、「情報資産管理責任者は、情	り,所属外にデータを送付・送信し	
報資産の重要性分類に従って、情報資産の保管を	たりするときは , パスワード等によ	
適切に行わなければならない。」(対策基準 4.2.3	る情報漏えい対策を施さなければな	
オ $(1)$ ) と規定するのみで,具体的な保存方法は規	らない旨を明記し,改正趣旨を通知	
定されていない。	して徹底した。	
抽出した事務処理用 PC の個人情報を含むファ	(企画調整局情報化推進部)	
イルについて,そのデータの保存方法を確認した		
ところ,多くの所属では全てのファイルにパスワ		
ード設定又は暗号化のいずれかが行われていたも		
のの,全てのファイルに両方とも行われていなか		
った事例や一部のファイルに両方とも行われてい		
なかった事例があった。		
情報漏えい対策を強化するため,対策基準等に		
機密性3のデータの具体的な保存方法を明記し,		
その方法を徹底することを検討されたい。		
(企画調整局情報化推進部)		

平成27年度 行政監査(監査対象:全ての局室区)

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(イ)家庭内暴力(DV)・ストーカー等の被害者の証		
明書発行制限に関する情報共有		
各区市民課では ,DV・ストーカー行為等の被害	各区市民課には,個人情報保護審	措置済
者について,証明書の発行を制限する支援を行っ	議会で認められた範囲で事務処理用	
ており,住民記録システムでも,発行制限等の処	PC を用いた情報処理を行い, NAS	
理ができるようになっている。 しかし実務上の必	を利用した個人情報の情報共有をし	
要から,各区市民課で,担当係長又は担当者が情	ないよう周知徹底した。	
報系ネットワーク上の事務処理用 PC を使用して	事務処理用 PC を利用した情報共	
独自に DV・ストーカー行為等の被害者の氏名,	有のあり方については , 現在 , 企画	
生年月日,住所,証明書の発行制限に関する情報	調整局情報化推進部が導入を検討し	
等を記録した対象者リストを作成するとともに	ている全庁共用ファイルサーバを活	
NAS を利用して係長と担当者が情報を共有して	用した情報共有を考えていきたい。	
いる事例があった。	(市民参画推進局参画推進部区政振	
これらの情報は機密性の高い情報であるが,事	興課)	
務処理の効率化の観点から,セキュリティに十分		
注意した上で,事務処理用 PC を利用した情報共		
有のあり方について検討されたい。		
(市民参画推進局参画推進部区政振興課)		
(2)物理的セキュリティ		
コンピュータの設置場所		
ホストコンピュータ及び住民記録,福祉情報等	サーバ等の機器は,市の重要な情	措置済
の基幹業務系システムのサーバは, セキュリティ	報資産として , 高いセキュリティレ	
カードにより一般職員が入退室不能なマシンルー	ベルと業務継続性を備えた形で管理	
ムに設置されているが , 市税のサブシステム等の	されるべきと考えており,外部デー	
サーバが民間ビルの事務室スペースを改修して設	タセンターを活用し,情報化推進部	
置されていた。	が集約して管理していく予定で,平	
いずれのシステムもセキュリティポリシー上問	成 28 年度中の活用開始を目指して ,	
題はないものの,セキュリティレベルの向上の観	既に調達に向けた作業を開始した。	
点から,ホストコンピュータのクライアント・サ	(企画調整局情報化推進部)	
ーバ・システムへの移行後に,ホストコンピュー		
タの設置場所 ,ホストデータ入力室等を活用して ,		
サーバの集約化を検討されたい。		
(企画調整局情報化推進部)		

## スタンドアロンシステムのあり方

システム台帳では,個人情報を取り扱っている スタンドアロンシステム (PC 単体で稼働してい るシステム)が 54 システムあった。

いずれもアクセス制限のための ID とパスワードの設定は行われていたものの,その多くが,ネットワークに接続していないことを理由にウイルス対策ソフトの常駐がないか,ウイルス対策ソフトを導入していても定義ファイルを更新していなかった。また,審議会の諮問を経ずにシステムを構築したり,施錠可能な管理区域に PC を設置していないシステムも多数あった。さらに,情報の共有化及び業務の効率化を図るため,スタンドアロンのシステムの情報を情報系ネットワーク上で課内共有し,データを編集加工している事例もあった。

インターネット接続がなく,USB等による外部接続が完全に行われず,当該PC内だけで情報の閲覧・処理が行われるのであれば,ウイルス対策ソフトの常駐までは必要ないといえなくはないが,当該PCに個人情報が保存されている以上,端末本体の盗難等による情報流出に備え,不利用時に施錠できる書庫等へ保管することや業務担当者以外のアクセス制御の徹底などのセキュリティ対策の確実な実施が必要である。

スタンドアロンシステムについて、情報系ネットワークのイントラで処理することも含めて、よりセキュリティ対策の確実なあり方を検討されたい。

(企画調整局情報化推進部)

スタンドアロンシステムについては、インターネット接続をしないなど、外部とのデータのやりとりがほとんどないか、全くないといった事情が個別にあることが考えられるが、そのような状況でも、セキュリティリスクが相対的に低いだけで、リスクがゼロではない以上、セキュリティ対策が全く不要になることはない。

端末のセキュリティ対策に必要な 措置としては、ウイルス対策や認証 の管理,操作ログの保存等が考えら れる。情報系ネットワークで使用す る いわゆる事務処理用 PC において は,情報化推進部が一括して,これ らのセキュリティ対策を施した状態 で端末を提供できる。したがって、 基幹系の業務や,センシティブ情報 を扱う業務など,特別な事情がある 場合を除けば,新たにシステムを構 築するときは,情報系ネットワーク 内で,事務処理用パソコンを使用す る形でシステムを構築する方が、セ キュリティリスクがより小さいと考 えており,所管課から相談があった ときも,従来から,事務処理用パソ コンの活用を検討するよう,対応し てきた。

現場において、左記のような状況があることについては、スタンドアロンのシステムといえども、セキュリティ上問題があると考えており、システムの規模や扱う情報の内容などに応じて、必要なセキュリティ対

措置方針

平成27年度 行政監査(監査対象:全ての局室区)

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	策を個別に実施するか,事務処理用	
	パソコンを利用する方法に変える	
	か ,適切な対応を早急に求めていく。	
	( 企画調整局情報化推進部 )	
(3)技術的セキュリティ		
不正アクセス対策の強化		
第三者からのサービス不能攻撃や標的型攻撃の	平成 28 年 3 月に ,情報セキュリテ	措置済
発生事例が,国及び他地方自治体,企業で多数報	ィポリシーを改正し , サービス不能	
告されている。本市においても同様の攻撃を受け	攻撃と標的型攻撃への対応を明記し	
ることが懸念されるが,第三者からのサービス不	た。	
能攻撃を受けた場合でも情報システムの可用性を	(参考:情報セキュリティ対策基準)	
維持し、標的型攻撃による外部からの本市システ	7.5.6 サービス不能攻撃	
ムへの侵入を防ぐ必要がある。	情報基盤管理者及び業務システム	
不正アクセス対策について , 総務省が策定した	管理者は , 外部からアクセスできる	
「地方公共団体における情報セキュリティポリシ	情報システムに対して,第三者から	
ーに関するガイドライン」(平成 27年3月一部改	サービス不能攻撃を受け,利用者が	
訂)では,サービス不能攻撃及び標的型攻撃の項	サービスを利用できなくなることを	
目が追加され,その対策が明記されている。	防止するため,情報システムの可用	
不正アクセス対策をより明確にするため,本市	性を確保する対策に努めなければな	
でも、総務省のガイドラインも参考にして、対策	らない。	
基準を見直し、サービス不能攻撃及び標的型攻撃	7.5.7 標的型攻擊	
への対策を明記することを検討されたい。	情報基盤管理者及び業務システム	
(企画調整局情報化推進部)	管理者は,情報システムにおいて,	
	標的型攻撃による内部への侵入を防	
	止するために , 研修・啓発や自動再	
	生無効化等の人的対策・入口対策を	
	講じたり,内部に侵入した攻撃を早	
	期検知して対処するために,通信を	
	チェックするなどの内部対策を講じ	
	たりするなど、必要な対策に努めな	
	ければならない。	
	(企画調整局情報化推進部)	

平成 27 年度 行政監査(監査対象:全ての局室区)		
監査結果の概要	措置内容	措置状況
(4)運 用		
情報システムの監視		
(ア)ログ解析		
ログは , OS , アプリケーション , 通信機器など	基幹系ネットワークのファイアウ	措置済
が,稼働状態,処理の実行状況,障害・異常の発	ォールは,既に月に1回口グ解析を	
生状況などについて出力した記録であり,ログの	行っている。さらに , 更新を検討し	
解析結果に基づいて問題箇所を修正することで発	ている次期ネットワークでは,共用	
生中のトラブルを解決したり,未然に防止したり	ファイアウォールを設置する方向で	
することができる。また外部からの不正アクセス	検討しており,順次,共用ファイア	
や内部の不正利用を検知することができるため,	ウォールに集約していくことで,全	
ネットワークを構成する各システム管理者は,フ	庁的なセキュリティレベルの維持・	
ァイアウォールなどネットワーク機器や端末の口	向上を図っていく。	
グの収集を行っている。	情報系ネットワークにおいては,	
しかし,収集したログの解析については,各シ	ネットワークログ分析を , 平成 28	
ステム管理者によって,その頻度,対象機器等が	年3月から開始している。	
大きく異なっていた。	(企画調整局情報化推進部)	
ログ解析は,不正アクセス・不正利用の早期発		
見,被害拡大の防止に資することから,システム		
の重要性に鑑み,特に基幹業務系システムについ		
ては,ログ解析の実施水準を標準化することを検		
討されたい。		
(企画調整局情報化推進部)		
情報セキュリティインシデントへの対応		
(ア)CSIRTの設置		
近年,相次ぐサイバー攻撃による重大な情報セ	以前から,情報セキュリティポリ	措置済
キュリティインシデントの発生や,それに伴うサ	シーにおいて,情報セキュリティ管	
イバーセキュリティへの関心の高まりを背景とし	理体制を定めており,副市長がその	
て, CSIRT (シーサート: Computer Security	任につく CISO( 情報セキュリティ最	
Incident Response Team ) を設置する企業や組織	高責任者)をトップとして,企画調	
が増加している。	整局長を情報セキュリティ統括責任	
CSIRT は , 初動対応 , 原因究明 , 対応策等のイ	者,情報化推進部長を情報セキュリ	
ンシデント発生時の対応を主導し,現場組織等に	ティ責任者 , ICT 計画推進担当課長	
適時対応を指示するとともに,日常的な活動とし	を情報セキュリティ管理者とするな	
てインシデントの検知,個別の対応手順の策定な	どの体制を置き,情報セキュリティ	
どインシデント発生に備えた各種対応を行う。	に関する権限と責任を整理してい	
本市の対策基準等では,情報資産に対する情報	た。	

## 監査結果の概要

セキュリティ侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合に備え,情報セキュリティ総括責任者(企画調整局長)は,緊急時の円滑な情報提供を図るため関係者の連絡体制を整備し,情報基盤管理者及び業務システム管理者は,緊急時対応計画(緊急時の対応手順,緊急連絡網)を策定する,とされている。しかし,複数の業務システム又は全庁的に影響を及ぼすインシデントに対する対応手順は明らかでない。また主要な業務システム以外では,必ずしも情報通信技術に詳しい職員が運用しているわけでないため緊急時対応計画を策定することが困難なシステムもある。

一方で,ホストコンピュータからクライアント・サーバ・システムへの移行により業務所管課がそれぞれ情報システムを管理・運用するようになること,マイナンバー法の施行と個人番号の利用拡大といった情勢を踏まえれば,個別システムのインシデントを全体の被害に拡大させないためにも,緊急時により実践的な初動対応が要求されるようになっている。

インシデントに備えた全庁的な各種対応やインシデント発生時に主導的に適時対応(連絡,証拠保全,被害拡大の防止,復旧,再発防止等の措置)を指示する仕組みを明確にし,初動対応力の強化を図るため,情報セキュリティ責任者(企画調整局情報化推進部長)を中心に,情報セキュリティ管理者,情報基盤管理者,基幹業務系ネットワーク管理者,情報系ネットワーク管理者,情報系ネットワーク管理者,情報系ネットワーク管理者,主要な業務システム管理者並びに情報セキュリティに関する事務局で構成する CSIRT の設置を検討されたい。

(企画調整局情報化推進部)

## 措置内容

措置状況

さらに、日本年金機構の情報流出事案を受け、総務大臣によるセキュリティ対策の徹底強化を求める通知が出されるなど、CSIRTの設置が全自治体に求められている状況を受け、平成28年3月に、情報セキュリティポリシーを改正し、セキュリティ対策に第一義的に責任をもつ組織・窓口として、CSIRTの設置を明示する規定新設した。

(参考:情報セキュリティ対策基準 抜粋)

## 3.3.1 CSIRT の設置

情報セキュリティ最高責任者は,情報セキュリティに関する事件・事故,システム上の欠陥及び誤動作(以下,「情報セキュリティに関する事件・事故等」という。)に対処する組織として CSIRT を設置し,企画調整局情報化推進部が,その役割を担う。3.3.2 CSIRT の役割

CSIRT は,情報セキュリティに関する事件・事故等に対処し,被害拡大防止,復旧,再発防止等に向けた対応を,迅速かつ的確に実施する。3.3.3 CSIRT の連絡体制

CSIRT の統一窓口は,情報セキュリティ管理者とする。情報セキュリティ管理者は,情報セキュリティに関する事件・事故等が発生したときは,その内容に応じて,基幹系ネットワーク管理者,業務システム管理者等と適宜連絡し,国や県等の関係機関との情報共有を行う。

(企画調整局情報化推進部)